第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 対象とする範囲
- 4 計画の期間
- 5 計画の推進主体

第2節 環境の現況と課題

- 1 上尾市の概要
- 2 上尾市の環境の現況と課題

第3節 計画の改定にあたって

- 1 第一次計画の進捗状況
- 2 計画改定の方向性

第1節 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

今日の環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、熱帯雨林の破壊、森林資源の枯渇、砂漠化など地球的規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や高度成長を経たライフスタイルの変化が原因と考えられ、特に地球環境問題については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、未来の子どもたちのため に、美しい地球と安全で快適な周辺環境を将来へ引き継いでいくことが、いま実践しな ければならない大切なことです。

美しい地球と安全で快適な環境を未来に引き継ぐために、国では、具体的な指針として、環境基本法(平成5年)第15条に基づき環境基本計画が策定されています。平成6年に第一次計画が、平成12年に第二次計画が策定され、平成18年4月に策定された第三次計画では、「共生」・「循環」・「参加」・「国際的取組」が目標として掲げられ、今後の環境政策の展開の方向として「環境的な側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」が示されています。

経済

「より良い環境のための経済」と 「より良い経済のための環境」の実現

環境に優しい生活を送るために新しいサービスが生まれることもあります。その結果、人々が豊かになって、それが逆に自然を守る活動につながるということも期待されます。

環境

社会

「より良い環境のための社会」と 「より良い社会のための環境」の実現

地域の人々が協力して環境を守っていく取組を進める必要があります。それが、世代間交流などを通じ、地域の社会的な力を強めることにもなります。

ライフ スタイル

100 年後の世代にも伝えられる ライフスタイルの転換に向けて

豊かで質の高い生活を求めながら、同時に環境への負荷を減らしていくためには、自分の生活を見直して、どうすれば豊かでかつ環境に優しい暮らしができるかを考えていく必要があります。

資料:環境省第三次環境基本計画概要版

こうした国の動きを受けて、埼玉県でも平成8年に「埼玉県環境基本計画」が策定されています(平成19年改定)。

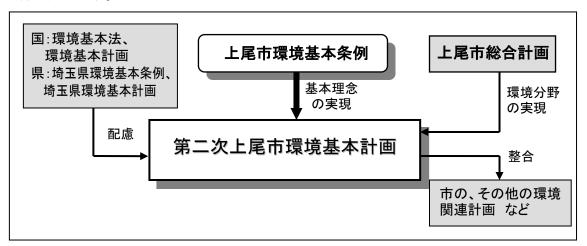
本市では、平成9年9月に「上尾市環境基本条例」を制定し、平成10年3月に市の環境の保全と創造の基本的方向を示す「上尾市環境基本計画」を策定しました。今回、策定から12年が経過し社会環境が変化したこと、また、国や県の計画が見直されていることを受け、「第二次上尾市環境基本計画」を策定し、環境保全と創造に関する取組を更に推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、上尾市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向を示すとともに、市民・事業者の環境保全のための取組の指針を明示するものです。

本計画は、上尾市環境基本条例の基本理念と上尾市総合計画に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、 市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容について 整合を図ります。



◆上尾市環境基本条例【計画策定の根拠 ※一部抜粋】

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

◆上尾市環境基本条例【3つの基本理念】

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ事を目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の 行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことな く持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければな らない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

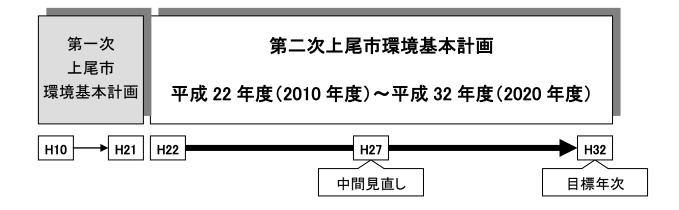
3 対象とする範囲

本計画は、自然環境・生活環境など身近な分野のみならず地球環境も対象とし、本市に関わる環境問題の全てを対象とします。

自然環境	地形、地質、河川、池沼、生物、土地利用、緑 など
生活環境	公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭など)、
	廃棄物 景観(まちなみ) など
地球環境	地球環境問題、資源・エネルギー など

4 計画の期間

本計画は、平成 22 年度(2010 年度)を初年度とし、平成 32 年度(2020 年度)を目標年次とします。ただし、環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応するため、平成 27 年度(2015 年度)を中間年次におき、必要に応じ、見直しを行います。



5 計画の推進主体

本計画に示す将来の環境像を実現するためには、計画の推進主体である市民・事業者・ 市が、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していくことが求めら れます。

協力

市民*

- 〇 日常生活において、環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に、主体的に取り組むように努める。
- 事業者の環境活動や、市が実施 する環境の保全及び創造に 関する施策の推進に、積極的に 参画し、協力する。

事業者

- 〇 事業活動を行うに当たり、公害を 防止し、自然環境を適正に保全す るために必要な措置を講ずる。
- 事業活動に伴う環境への負荷の低減と、その他の環境の保全及び創造に、自ら努める。
- 〇 市民の環境活動や、市が実施する 環境の保全及び創造に関する施策 に、協力する。

協動で実践 協力 「行政 ○ 環境の保全及び創造に関する 基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。 ○ 市民・事業者が環境活動を進めるにあたり、協力・サポートを 行う。

※上尾市環境基本条例第4条~第6条より抜粋・要約。

*市民には、NPO法人等の市民団体を含みます。

第2節 環境の現況と課題

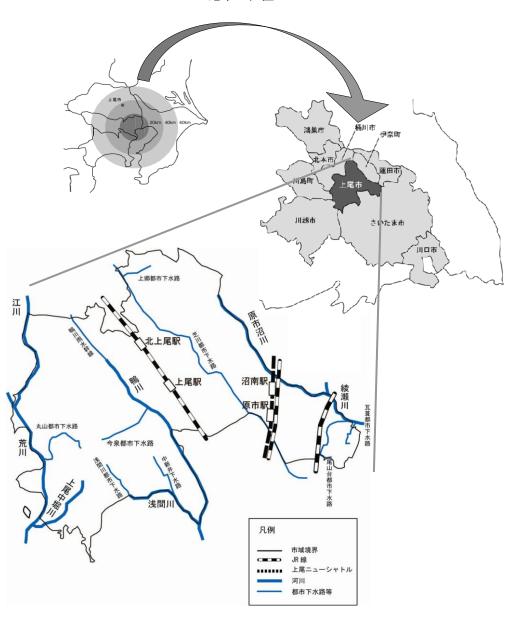
1 上尾市の概要

〇地勢

上尾市は、埼玉県の南東部、東経 139 度 35 分、北緯 35 度 58 分に位置し、東西 10.48km、南北 9.32km で、面積は 45.55k ㎡です。市の東側には原市沼川と綾瀬川、西側には荒川、中心部には芝川と鴨川が平行して流れています。大宮台地のほぼ中央に位置した、起伏の少ない平坦な地形で、海抜は概ね 17m です。

東京から 35km という地理的条件に加え、国による高度経済成長政策を受け、住宅や工場等の建設が急速に進み、田園都市から工業都市、住宅都市へと変貌し、埼玉県の中枢を担う都市として発展してきました。都市化の進行に伴い、農地や緑地が減少していますが、市の東西周辺や河川沿いには美しい自然景観が残されています。

■上尾市の位置

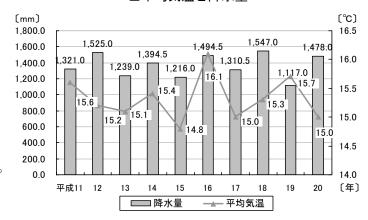


〇気象

上尾市の気候は、夏は暑く湿潤であり、 冬は快晴が続き、降水量の比較的少ない、 一年を通じて穏やかで過ごしやすい気候 です。

平成 20 年の平均気温は 15.0 度、最高気温は 36.8 度、最低気温は-5.0 度であり、年間降水量は 1.478.0mm となっています。

■平均気温と降水量

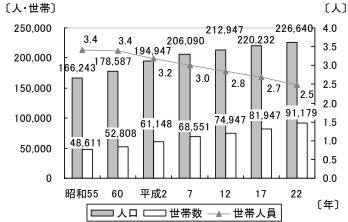


資料:上尾市消防本部

〇人口

平成 22 年の上尾市の人口は、226,640 人(2月1日現在)です。平成7年に20万人を突破し、以降も継続して人口は増加しています。世帯数も継続して増加していますが、1世帯あたり平均人員は、昭和55年の3.4人から平成22年の2.5人へと減少しており、核家族や単身世帯の増加傾向がみられます。

■人口・世帯数・世帯人員の推移



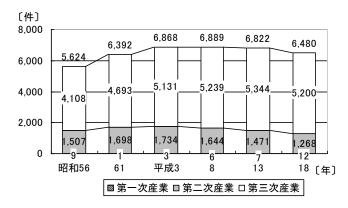
※平成22年は、住民基本台帳及び外国人登録者数 (2月1日現在)

資料:国勢調査、住民基本台帳及び外国人登録者数

〇産業

上尾市の産業別事業所数は、平成 18 年で、第一次産業が 12 件 (0.2%)、第二次産業が 1,268 件 (19.6%)、第三次産業が 5,200 件 (80.2%)であり、近年は、第二次産業が減少傾向にあり、第三次産業はほぼ横ばいで推移しています。

■産業大分類別事業所数の推移



資料:総務省事業所 • 企業統計

2 上尾市の環境の現況と課題

上尾市の環境の現況と課題を以下に示します。

自然・緑

〇農地・森林の減少対策

過去 10 年で比較すると、田畑、 山林、原野の面積は減少し、宅地や その他の土地が増加しています。

上尾市の緑地の多くを占める農地 や私有林は、開発行為などによる宅地 化が進行しています。農地や森林の 価値を高め、保全していくための対策 が必要です。

〇農地・森林の荒廃対策

農地の管理の担い手である農家の数は減少傾向にあります。農家の数の減少は、耕作農地の放棄や遊休化にも繋がります。遊休農地はごみの不法投棄を誘発する要因にもなります。また、私有林も適正な管理により荒廃を防ぐ必要があります。

遊休農地や私有林などの管理方法や活用 方法の検討が必要です。

○緑地の創造

市民一人あたりの公園面積は、 過去10年と比較して増加していま すが、依然として埼玉県平均6㎡ を下回っています。生産緑地や 森林など、市全体の緑地の面積は 減少している状況であり、市民の 意識調査でも4割以上の人が課題 として挙げています。

緑地は、動植物の生息環境となるとともに、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化の防止にもつながるものです。今ある緑地の保全を図るとともに、新たな緑を創造し、自然と人が共生できるまちづくりを進めることが求められています。

○動植物の生息環境の保全

上尾市動物植物調査報告書(平成元年)で確認された動植物のうち、最新の環境省レッドデータブックおよび埼玉県レッドデータブックで「絶滅危惧」「準絶滅危惧」「情報不足」「絶滅のおそれのある地域個体群」「地帯別危惧」とされているものは、植物 68 種、動物 89 種となります。

本市では、その後、市域全体での動植物調査は行われていないため、その変遷を追うことができない状況です。しかし、動植物の生息環境である農地・森林・緑地は減少していることから、その存続が危惧されます。

動植物の生息環境として残されている公園 や河川敷、農地・森林などを維持しつつ、面的 なつながりを持った生息環境を確保すること が必要です。

生活·公害

○道路の環境負荷対策

【大気環境】

大気環境は概ね環境基準を達成しています。二酸化硫黄 (SO₂) と二酸化窒素 (NO₂) は減少傾向にあり、自動車の排出ガスに対する規制強化の効果と推測されます。

しかし、光化学オキシダントは環境基準を満たしておらず、とくに、夏季の数値の上昇は、自動車の排出ガスや、工場などから排出される揮発性有機化合物(VOC)などの影響が考えられます。

また、埼玉県は、全国的にみて光化学スモッグの発生頻度が高いことが指摘されています。自動車の排出ガスや VOC の排出を抑制するための取組が継続して必要です。

【道路交通量】

道路交通量は、国道 16 号線、17 号線 ともに 10 年前と比較して増加していま す。騒音は、国道 17 号線が夜間の要請限 度を超過しています。

道路交通については、市民意識調査結果での回答率が4番目に多かった項目であり、特に幹線道路や抜け道に当たる地域の周辺の住民にとって良好な生活環境を阻害する要因となっています。

道路環境の改善のほか、排出ガスを抑制する運転方法の啓発など、総合的な対策が求められています。

〇水質環境の改善対策

下水道の整備や合併処理浄化槽の設置などにより生活排水処理率が向上したことから、河川の水質は改善に向かっています。しかし、未だ環境基準を達成できていない河川もあり、市民の水質に対する満足度は非常に低くなっています。

また、悪臭への苦情件数が増加していますが、その一部は浄化槽の管理の不徹底などに起因するものと想定されます。

今後も、水質改善のための排水対策のみならず、河川環境の整備を含め、総合的な対策が求められています。

〇環境モラルの向上対策

市民・事業者の意識調査で共に最も 課題として意見が多かったのが、ごみ のポイ捨てや不法投棄など、まちの美 化に関する項目です。これらについて は、過去の統計データが無く、増加の 有無が確認できませんが、環境美化意 識が向上していることから、昨今気に なる課題として挙げられていることも 考えられます。

気運が高まっている中で、全市的な 運動としての取組を展開していくこと が期待されます。

地球・資源

〇ごみ減量・資源化対策

市全体のごみ排出量は減少傾向にあり、 ごみの資源化率は上昇しています。

市民意識調査でも、資源回収活動への参加率は高く、取組が確実に実行されている ことがうかがえます。

しかし、ごみの分別が徹底されていないなどの意見も寄せられており、継続的な意識啓発が必要であるほか、リサイクル手法の更なる検討が求められています。

〇地球温暖化対策

10年前と比較して、電力使用量と都市 ガス使用量は増加傾向にあります。市民 意識調査でも、地球温暖化への関心が高 まりつつあります。

省エネルギー・省資源などの日常的に 取り組む活動の普及推進のほか、太陽光 やバイオマスをはじめとする新たなエネ ルギーの活用など、設備的側面での対策 が求められています。

環境活動

〇啓発活動の強化

市内では、市の環境美化推進員制度による美化活動や ごみ減量の啓発活動、上尾市環境推進協議会による環境 問題学習会や自然観察会、その他様々な団体による自然 環境の保全や河川の保全などの環境活動が行われてい ます。

しかし、市民意識調査では、環境について学ぶ機会、 環境活動の機会などの満足度が低く、行われているのか どうかもわからないとの回答を多く得ました。実際に、 市民・事業者の環境活動への取組は、資源回収活動や地 域清掃活動を除き、参加率も低い状況です。

まず、環境活動の必要性を広く訴え、どのような活動があるのかを認知してもらうため、啓発・広報の強化が必要です。

〇環境活動機会の拡大

環境活動の参加率が低い理由は、認知度だけでなく、環境活動の機会そのものが十分でない可能性もあります。

市民・事業者がより主体的に 取り組めるような、環境活動機 会の更なる創出が求められて います。また、将来を担う子ど もたちが環境活動の重要性を 認識できるよう、環境に関する 学習の場を充実させることが 必要です。

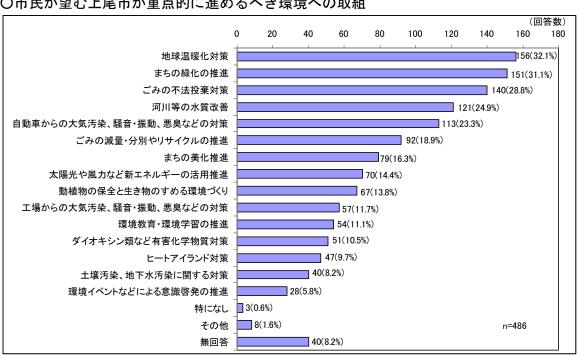
優先的に進めるべき環境の取組(意識調査結果より抜粋)

計画の見直しにあたり実施した市民・事業者の意識調査において、上尾市で重点的 にすすめるべき環境の取組について、上位3つまで選んでもらいました。

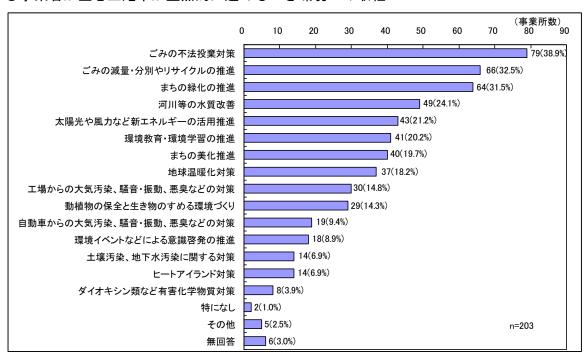
市民は、「地球温暖化対策」、「まちの緑化の推進」、「ごみの不法投棄対策」、「河川等 の水質改善」が、事業者は、「ごみの不法投棄対策」、「ごみの減量・分別やリサイクル 推進」、「まちの緑化の推進」、「河川等の水質改善」が上位の回答となっています。

.....

○市民が望む上尾市が重点的に進めるべき環境への取組



○事業者が望む上尾市が重点的に進めるべき環境への取組



第3節 計画の改定にあたって

1 第一次計画の進捗状況

上尾市環境基本計画で示されている基本目標が達成され、望ましい環境像である「人と地球にやさしいサイクルタウン・あげお」へと繋がっているかどうか、総合的評価を実施しました。

総合的評価

総合的評価は、「成果指標」である環境状態(現況調査等により把握した統計的数値)、 満足度(意識調査により把握した市民の環境への満足度)、環境向上率(意識調査により 把握した市民の 10 年前との環境の変容に対する意向)と、「参考となる指標」としての 施策実施率(施策の実施状況調査により把握した市・市民・事業者の取組の実施率)を 用いながら、A~Cの 3 段階評価で行いました。(「成果指標」及び「参考となる指標」 については、資料編 24 章を参照。)

3 段階評価の判断基準 A:良好 B:部分的に良好 C:要改善

全体的にみると、B評価が多い結果となりました。省資源・省エネルギーの取組を除き、ほぼ全ての取組で改善に向かっているものの、市民の満足度を充足しているものは一部に留まっています。施策を実施しているが成果が出ていないものと、施策がほとんど実施されなかったため成果が出なかったものと、2つのケースがみられます。

個々の評価結果から課題を抽出し、課題を改善・解決できる計画とするために、また、 目標値を明確に示し実行していくために、第一次計画の施策を見直すこととしました。

基本目標	目標水準	評価の方向性	施策の展開方針	評価
	①自然を守	継続した取組に加	1 今ある自然の保護・保全	B-
	り育てるま	え、より成果がでるよ		
	ち	うな新たな取組が期	2 自然とのふれあいの促進	B–
		待されます。		
(1)	②水辺や緑	継続した取組を着実	1 緑化の推進	B-
や	が身近にあ	に推進していくことが		
्रे क	るまち	期待されます。	2 水辺環境の保全・整備	B+
b				
やすらぎのあるまち			3 公園の整備	B+
の				
あ			4 農地の保全・活用	B+
る				
ま	③五感にや	一部の取組につい	1 サウンドスケープデザイン	評価
	さしいまち	て、取組内容の見直		できず
1=		しが必要です。	2 四季のかおりを感じるまち	評価
			づくり	できず
			3景観の保全・整備	A
			4 歴史的・文化的環境の保全・	評価
			整備	せず

基本目標	目標水準	評価の方向性	施策の展開方針	評価
2)清らかで安全なまちに	①公害のな いまち	継続的な取組の実施 に加え、特に水質と	1 大気汚染の防止	В
		騒音・振動への対策 が期待されます。	2 水質汚濁の防止	В-
			3騒音・振動の防止	B-
			4 悪臭の防止	A -
で安全			5 地盤沈下の防止	В
エな ま			6 地下水汚染の防止	A
ちに			7新たな公害の未然防止	A
	②安心でき るまち	概ね充足していますが、都市計画マスタ	1円滑な道路交通	A
		ープラン等との調整 が必要となります。	2 災害に強いまちづくり	評価 せず
			3 ゆとりの確保	B+
	③清潔なま ち	改善方向にみられま すが、継続した取組	1 下水道の整備	B-
		が必要です。	2 ごみ散乱対策の強化	B+

基本目標	目標水準	評価の方向性	施策の展開方針	評価
(3) %r	①資源を大切にするま	継続した取組を着実 に推進すると共に、	1 ごみ減量・リサイクルの推進	A -
	ち	時代の変遷にあわせ た新たな取組が望ま	2 省資源・省エネルギーの推進	C
		れます。	3 歩行・自転車利用促進	В
次 世 代			4 水資源の有効利用	В
のあげお	②環境を思いやるまち	機会の創出に加え、 環境活動を啓発し、	1 環境に関する生涯学習の推 進	В
の		広めていくことが期待 されます。	2 環境保全型の施設整備	В
ために			3 コミュニティ活動の促進	В
1=			4 地球市民としての行動	В

[※]評価の詳細については、「資料 3」(資料編 $10\sim24$ %) に掲載しています。

2 計画改定の方向性

第一次計画の進捗状況を踏まえ、上尾市環境基本計画の改定の方向性を以下のように 定めました。

この改定の方向性に基づき、第二次上尾市環境基本計画を策定します。

■主要テーマ

実効(行)性の高い計画づくり

計画に示された施策が着実に実行され、かつ成果が出せるような、実効(行)性の高まる計画づくりを、上尾市環境基本計画改定の主要テーマとして掲げます。

主要テーマを実現できるよう、以下のような改定の方針をふまえて、計画づくりを行いました。

改定の方針 1 「環境指標」の設定

第一次計画では、計画で示された目標が達成されたか否かの目安となる「定量的な指標」が示されておらず、施策の効果は問わずの状況がみられました。

第二次計画では、計画期間内で実現を目指す指標となり、かつ達成状況を検証できるような「環境指標」を設定し、可能な限り定量化します。

具体的には、現行計画の評価で示したような成果指標等を用い、5年後(平成27年度)の中間値と、計画期間終了時(平成32年度)の指標を設定します。

改定の方針2 | 事業の進捗の目安となる「活動指標」の設定

第一次計画では、市の施策の実施にあたり、「計画期間内でどの程度まで事業を実施すべきか」、目標が明確にされていなかったことが、施策の実施率の低さに影響したものと考えられます。そこで、第二次計画では、事業の進捗の目安となる「活動指標」を設定し、事業の進捗状況を計るものとします。

活動指標の目標設定については、事業の採否等に左右されることから、市で現在試験 導入をしている環境マネジメントシステムにおいて、年度ごと、もしくは3年程度ごと の短期の目標を設定します。

改定の方針3 責任等の明確化

第一次計画では、市の施策の実施部門が明確にされておらず、責任の所在が曖昧となっていたことが、施策の実施率の低さに影響したことが考えられます。

そのため、第二次計画では、市の施策については担当部署を明記することにより責任 の所在を明確化し、また、新規事業については実施時期を明確にすることにより、施策 の実施率の向上を図ります。

改定の方針4 環境マネジメントシステムによる進行管理

前述のとおり、環境指標・活動指標・担当部署・実施時期を明確にしたうえで事業を 着実に推進するため、「上尾市環境マネジメントシステム」による進行管理を行います。

環境マネジメントシステムは、Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検・評価)、Action (見直し)のPDCAサイクルによる施策の進行管理のしくみであり、Check (点検・評価) とAction (見直し)により、目標達成に向けて事業を推進することとなります。

改定の方針5 普及啓発・協働の取組を推進

第一次計画では、施策について市民・事業者の認知度が低く、協働の取組へと広がり づらい傾向がみられました。

そのため、第二次計画では、広くお知らせを図るための普及啓発策を計画に盛り込み、また、市民・事業者・市、三者の協働の取組を数多く盛り込むことにより、三者が、計画の主体として自発的に取り組むことができるよう工夫し、実効(行)性を高めるものとします。

改定の方針6 「重点プロジェクト」の設定

計画全体の実効(行)性を高めるために、何を優先的に実施すべきかを明確にする 必要があります。

そこで、緊急性や、市の環境施策全般に与える影響を考慮し、市として優先的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」として設定し、それらを着実に推進していくものとします。

重点プロジェクトの設定にあたっては、市民・事業者・市、三者の協働が不可欠なもの、市の複数の実施部門による連携が必要なものなどについても考慮することとします。